

社員が輝く、職場づくりの**力**になりたい！

## 豊中市の労務管理支援制度

くらし支援課では、**雇用・労働面**で事業者の皆様をサポートします



生活情報センターくらしかんで実施している労働相談は働いている人からの相談だけではなく、雇っている人(事業主)からの相談にも対応しています。従業員を雇う上での相談やトラブルの未然防止にお役立てください。

また働き方改革関連法により有給休暇を付与する義務や時間外労働の上限規制などが今後必要となっていきます。自社がどれに対応する必要がありますかについてなども、ご相談いただけます。

### お問い合わせ先

豊中市 市民協働部 くらし支援課  
〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1  
生活情報センターくらしかん2階  
TEL:06-6858-6862 FAX:06-6858-5095  
Email:kurashi@city.toyonaka.osaka.jp



こちらからもご覧いただけます

## アドバイザー派遣

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し、労働や労務に関してのご相談、支援を受けることができます。主な支援内容は以下の通りです。

- 1.労働条件(就業規則、賃金、労働時間、休暇、労働環境、解雇)
- 2.労災保険、雇用保険など
- 3.高齢者の労務に関して(職域の開拓、環境整備など) 等

このようなお悩み抱えていませんか？

- ・「**働き方改革**」っていうけど何をすればいいの？
- ・従業員との**労働トラブル**に備えてしておくべきことは？
- ・**助成金**についてよくわからない...

## 労働相談

事業者の方や従業員の方が無料で労働相談ができます。従業員とのトラブルや上司からのハラスメントなどの労働トラブルに専門の相談員が対応いたします。

相談日時:毎週月曜・水曜・金曜日(祝日、年末年始を除く)  
(月・水・金の10時～12時は予約優先)

相談時間:10時から12時、13時から16時まで  
相談場所:生活情報センターくらしかん(電話相談も可)

このようなお悩み抱えていませんか？

- ・従業員との**トラブル**が発生してしまった...
- ・労働条件を変更したけど**法的問題**はない？

### くらしかんへのアクセス

- ・阪急豊中駅より約900m
- ・阪急バス「北桜塚」または「豊中市役所北」下車

